

道路の舗装復旧（本復旧）範囲

車道部(路側帯等含む)における、道路を施行前と同等の機能構造に回復させるための舗装(本復旧)の復旧部分は、掘削又は仮復旧部分を、原則として【図1】に示す形態とする。

掘削又は仮復旧部分が路側帯等(車道外側線の外側等)で、車道本線部分に影響がない場合は、事務所の指示を受け、車道外側線の外側のみで本復旧を可能とする。

歩道部における本復旧の復旧部分は、原則として【図2】に示す形態とする。

広幅員歩道の場合は、事務所の指示を受け、【図3】に示す形態で本復旧を可能とする。

掘削深などの施工方法により道路の構造に影響を与えている場合は、の復旧箇所に加えて、当該影響を与えた部分の全部を、事務所の指示を受け、その指示に基づき本復旧する。

復旧の施行端が既存の舗装絶縁線(目地等)まで1.2m未満及び他の占用工事・承認工事まで5m未満の距離となる場合、復旧部分に近接して3cm以上の凹凸又はひび割れが生じている場合は、事務所の指示を受け、その指示に基づき本復旧する。

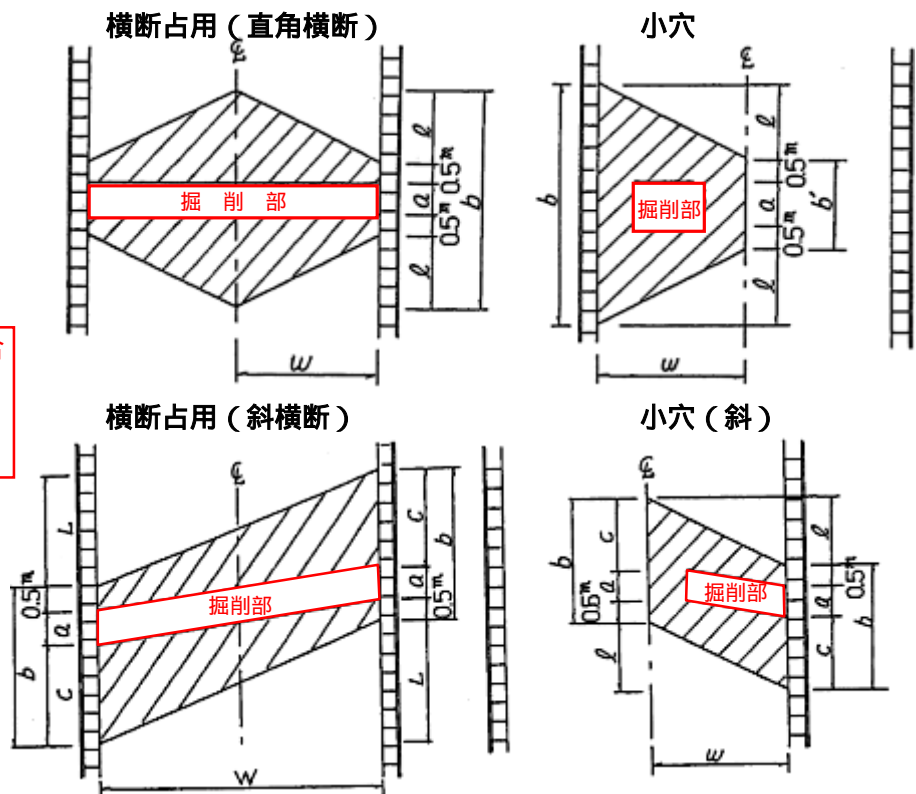
【図1】 車道部

車道部は全て $= \frac{w}{2}$

[$b = a + 2 \times 1.0\text{m}$]

縦断占用・交差点部の場合は、仮復旧状況を報告し、事務所の指示に従うこと
【車道部・歩道部共通】

[$b = a + c + 0.5\text{m}$]

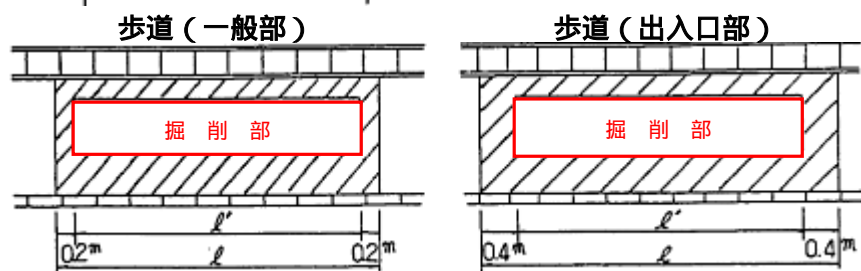


【図2】 歩道部

コンクリート平板・インターロッキングブロック箇所は事務所の指示に従うこと
【図2・図3共通】

[$= +0.4\text{m}$ (一般部)]

[$= +0.8\text{m}$ (出入口部)]



【図3】 広幅員歩道部

図3の適用は事務所の指示に従うこと

[$= +0.4\text{m}$ (一般部)]

[$= +0.8\text{m}$ (出入口部)]

